

2011年5月13日 全5頁

東日本大震災の社会保険料特例措置

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

被災した事業所の厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険の保険料を免除

[要約]

- 2011年5月2日に、「東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律」（以下、「震災財政法」）が成立し、同日施行された。震災財政法は、東日本大震災の被害を受けた個人・企業・自治体に対する国からの財政上の援助・助成を定めた法律である。本レポートでは、震災財政法のうち、社会保険料の特例について述べる。
- 震災により給与等の額が約10%以上減少した場合、厚生年金・健康保険の「標準報酬月額」を即時に減額改定し（労使双方の）保険料を引下げられる特例が設けられた。
- 震災により過半の社員に給与を支払えないなどの状況の事業所は、厚生年金・健康保険の（労使双方の）保険料、子ども手当拠出金が免除される規定が設けられた。
- 震災により給与等の額が1/2未満に減少した事業所には、雇用保険・労災保険の（労使双方の）保険料が免除される規定が設けられた。

1. 健康保険・厚生年金の標準報酬の改定の特例

◆概要

- 社会保険（厚生年金、協会けんぽ、組合健保など）では、原則として毎年4月から6月の3ヶ月間の平均の給与等¹の額をもとに「標準報酬月額」を決定する（定時決定）。原則労使折半で負担する社会保険料は、原則としてその年の8月から翌年の7月まで「標準報酬月額」に保険料率をかけた金額となる。また、連続して3ヶ月以上、給与等の額が大幅に増加または減少した場合、その3ヶ月の平均の給与等の額をもとに「標準報酬月額」を改定する措置（随時改定）がある。
- 特別な措置が設けられないとすると、東日本大震災の被災を受けて給与等の額が大幅に減少した場合であっても、事業主や社員は、3ヶ月程度、被災前の「標準報酬月額」をベースとして社会保険料を負担しなければならない状態にあった。
- このため、震災財政法により、「標準報酬月額」を即時に引き下げられる規定が設けられた。
- 震災財政法により、健康保険・厚生年金の保険者（政府および健康保険組合）は、2011年3月11日に

¹ 厚生年金・健康保険においては「報酬」、雇用保険・労災保険においては「賃金」が保険料賦課の対象となる金額であるが、ほぼ同義であるので、本レポートではこれらを「給与等」とよぶ。以下同じ。

特定被災区域（5 ページ図表 4 の市町村）に所在していた事業所において、**東日本大震災による被害を受けたこと**により、2011 年 3 月から 2012 年 2 月までのいずれかの月において、その事業所の社員の**給与等の額が著しく低下した場合**、その月から標準報酬月額を改定することができることとなった²。

○標準報酬月額が減額改定されると、原則労使折半で負担する保険料について、労使双方の保険料負担が軽減されることとなる。

◆要件

○「東日本大震災による被害を受けたこと」の要件は、以下の図表 1 に示される。

図表 1 「東日本大震災による被害を受けたこと」の要件

以下の①～⑤のいずれかに該当するものをいう

- ①大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等を含む）するなど直接的な被害が生じている場合
- ②事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断により被害が生じている場合
- ③原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく警戒区域・計画的非難区域・緊急時非難準備区域に 2011 年 3 月 11 日において現に事業所が所在していた場合（屋内非難指示の対象区域についても、別に定める日までは対象となる）
- ④原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合
- ⑤その他上記①～④に準じた理由により、事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合

（出所）通知³をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「給与等の額が著しく低下した場合」とは、事業所が休業等していることにより、賃金が支払われないか、給与等の額が標準報酬月額の等級で 2 等級以上下落した場合などをいう⁴。給与等の額が約 10%以上下落すると標準報酬月額の 2 等級以上の下落にあたる⁵。

○なお、この特例により改定された標準報酬月額は原則として 2011 年 8 月まで用い、2011 年 9 月以後の標準報酬月額は定時決定による金額となる⁶。

² 標準報酬月額の減額改定後、給与等の額が著しく増加した場合、その月から標準報酬月額を改定することも可能である。

³ 2011 年 5 月 2 日付の通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（以下、健康保険通知）[第 2、4、(2)、i]、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における厚生年金保険等の特例措置について」（以下、厚生年金通知）[第 2、3]、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）」（以下、雇用労災通知）[第 4、1、(2)]

⁴ 健康保険通知（第 2、4、(2)、ii）および厚生年金通知（第 2、4）

⁵ 給与等の月額が 20 万円～40 万円程度の場合。

⁶ 健康保険通知（第 2、4、(3)、ii）および厚生年金通知（第 2、5）

◆給付の扱い

- 健康保険の傷病手当金・出産手当金については、特例により、2011年3月11日時点で現に傷病手当金・出産手当金を受けている場合や、震災により傷病手当金を受けることとなった場合については、2012年2月29日まで減額前の標準報酬月額によって給付を行うこととされた（つまり給付は減額されない）⁷。
- 一方、厚生年金の年金受給権発生時の給付額については、減額改定された標準報酬月額がそのまま用いられることになる（つまり給付も減額される）⁸。

2. 健康保険・厚生年金の保険料免除・子ども手当（児童手当）拠出金の免除

◆概要

- 健康保険・厚生年金の保険料は、給与等の遅配・未配等があった場合であっても、事業所が納付しなければならない社会保険料の額は原則変更されないし、納期が延長されることも原則としてない。
- このため、震災財政法により、「給与等の支払に著しい支障が生じている場合」には、健康保険・厚生年金の保険料免除を受けられることとなった。
- 震災財政法により、健康保険・厚生年金の保険者（政府・全国健康保険協会・健康保険組合）は、2011年3月11日に**特定被災区域（5 ページ図表 4 の市町村）**に所在していた事業所において、**東日本大震災による被害を受けたこと（2 ページ図表 1 の要件）**により、**給与等の支払に著しい支障が生じている場合**、2012年2月末納付分まで（最大1年間）の、事業所の負担分・社員の負担分の両方とも免除することができるものとなった。
- なお、2012年2月末までの間であっても、「給与等の支払に著しい支障」が生じなくなった場合は、保険料の免除が解除される。
- 厚生年金の保険料免除を受けた場合、厚生年金の保険料と一体として徴収されている子ども手当（児童手当）の拠出金（全額事業主負担）も2011年10月末日納付分まで免除される。

◆要件

- 「給与等の支払に著しい支障が生じている場合」は、次の図表2に示される。

図表 2 「給与等の支払に著しい支障が生じている場合」の要件

事業の全部または一部が休業していること等により、以下の①か②のいずれかに該当するものをいう

- ①概ね過半の従業員について給与等が支払われていないこと
- ②標準報酬月額の下限に相当する給与等（健康保険：月額 63,000 円未満、厚生年金：月額 101,000 円未満）しか支払われていないこと

（出所）通知⁹をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

⁷ 健康保険通知（第2、4、(4)）

⁸ 厚生労働省への確認による

⁹ 健康保険通知（第2、5、(2)、ii）および厚生年金通知（第3、3）

◆給付の扱い

- 健康保険・厚生年金ともに、保険料の免除を受けた事業所に勤めている社員が給付を受けられなくなる（保険料免除期間について未納・未加入扱いされる）ようなことはない。ただし、保険料の免除は、本レポート1. の標準報酬月額の変額改定を受けた後に行われることとなっている¹⁰。
- つまり、給与の支払いができなくなったため保険料の免除を受ける場合には、まず1. の標準報酬月額の変額改定により最低の標準報酬月額（健康保険・第1級 58,000 円、厚生年金・第1級 98,000 円）に変額改定された上で、その保険料が免除される形となる。
- したがって、給付を受ける際には、保険料の免除を受けていた期間については、（健康保険の傷病手当金・出産手当金の例外規定を除いては）最低の標準報酬月額をベースに計算されることとなる。

3. 雇用保険・労災保険の保険料免除

◆概要

- 雇用保険・労災保険の保険料は、給与等の支払額に保険料率を乗じた金額で算定され、労使負担分を合わせて事業主が納付することとなっている¹¹。
- 震災財政法により、2011年3月11日に**特定被災区域（5 ページ図表 4 の市町村）**に所在していた事業所において、**東日本大震災による被害を受けたこと（2 ページ図表 1 の要件）**により、2011年3月から2012年2月までのいずれかの月において、その事業所の社員の**給与等の額が 1/2 未満に低下した場合**、その月分の労働保険料（事業所の負担分・社員の負担分の両方とも）免除を受けられることとなった。

◆要件

- 「給与等の額が 1/2 未満に低下した場合」とは、以下の図表 3 に該当することをいう。

図表 3 「給与等の額が 1/2 未満に低下した場合」の要件

事業の全部もしくは一部が休業していること、または事業活動が縮小していることにより、月単位でみた労働者 1 人あたりの給与等の額（注）が、東日本大震災の発生前の直近の額と比較して 1/2 未満となっている場合

（注）事業主から休業手当が支払われているときは、休業手当の額を除いて算定する

（出所）通知¹²をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

¹⁰ 厚生労働省への確認による

¹¹ 雇用保険の保険料は労働者と事業主の双方が負担する（事業主負担分が半分よりやや多い）。労災保険の保険料は全額事業主負担である。また、原則として 4 月～翌年 3 月を 1 年度として、毎年 7 月 10 日までに前年度分の保険料の確定清算を行い、当年度分の保険料の暫定納付を行う（暫定保険料は延納可能）。

¹² 健康保険通知（第 2、5、(2)、ii）および厚生年金通知（第 3、3）

◆給付の扱い

○雇用保険・労災保険ともに、保険料の免除を受けた事業所に勤めている社員が給付を受けられなくなる（保険料免除期間について未納・未加入扱いされる）ようなことはない¹³。

4. 特定被災区域の一覧

○5月2日交付・施行の政令¹⁴により、以下の9県の214市町村（青森県：4市町村、岩手県：34市町村、宮城県：35市町村、福島県：59市町村、茨城県：39市町村、栃木県：16市町村、千葉県：23市町村、新潟県3市町村、長野県：1市町村）が「特定被災区域」に指定された。

図表4 「特定被災区域」に指定された市町村の一覧

青森県 ：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県 ：全域（全34市町村）
宮城県 ：全域（全35市町村）
福島県 ：全域（全59市町村）
茨城県 ：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県 ：宇都宮市 足利市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県 ：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡九十九里町 同郡横芝光町
新潟県 ：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県 ：下水内郡栄村

¹³ 厚生労働省への確認による

¹⁴ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項および第3項の市町村を定める政令」